



リースのおすすめ

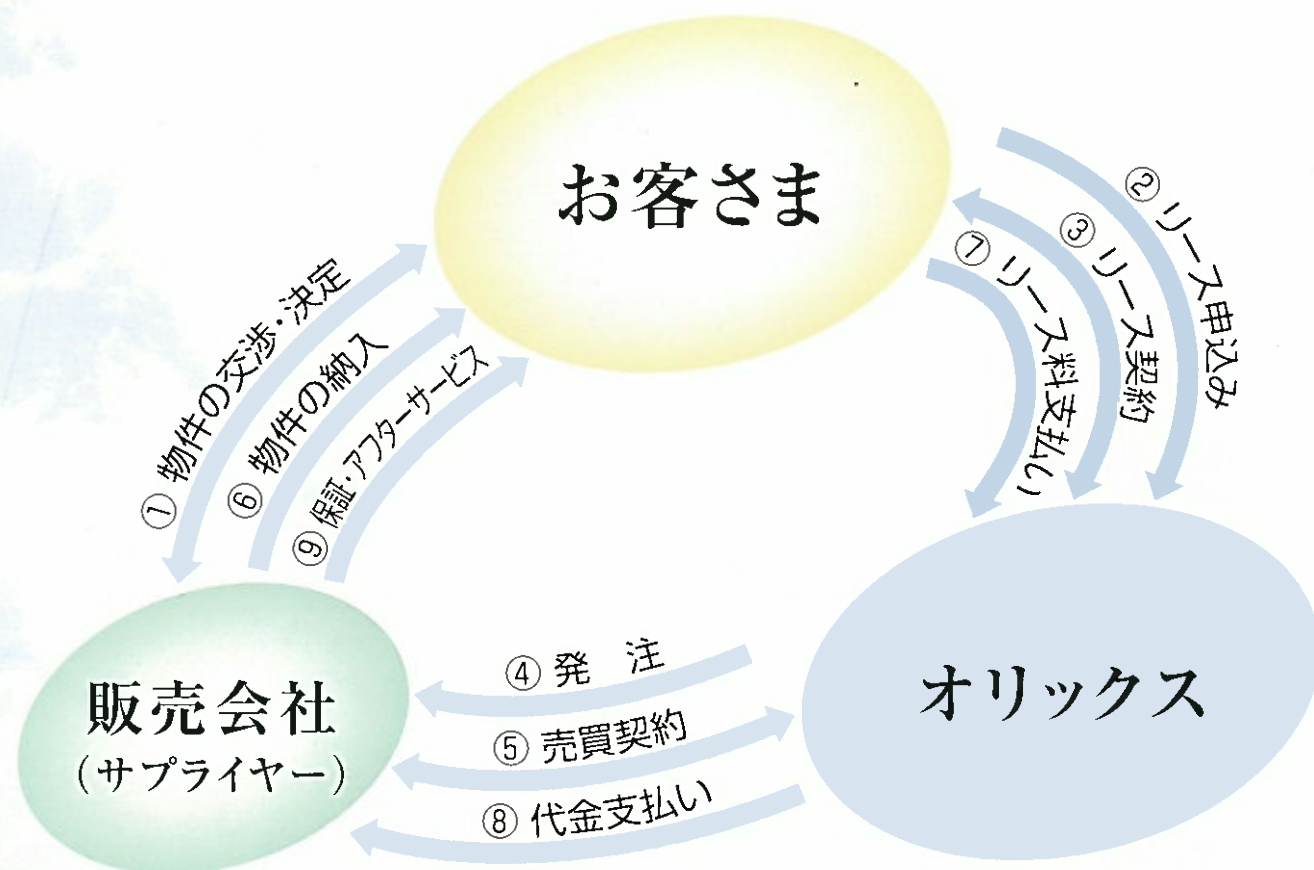
オリックス株式会社

リースのしくみ

オリックスは、お客さまが販売会社（サプライヤー）と交渉して導入をきめた機械設備を買い取り、お客さまにお貸しします。

お客さまは契約時に定めた一定額のリース料をオリックスに月々お支払いいただきます。

販売会社（サプライヤー）は、機械設備を直接お客さまに納入し、保証、アフターサービスを行います。

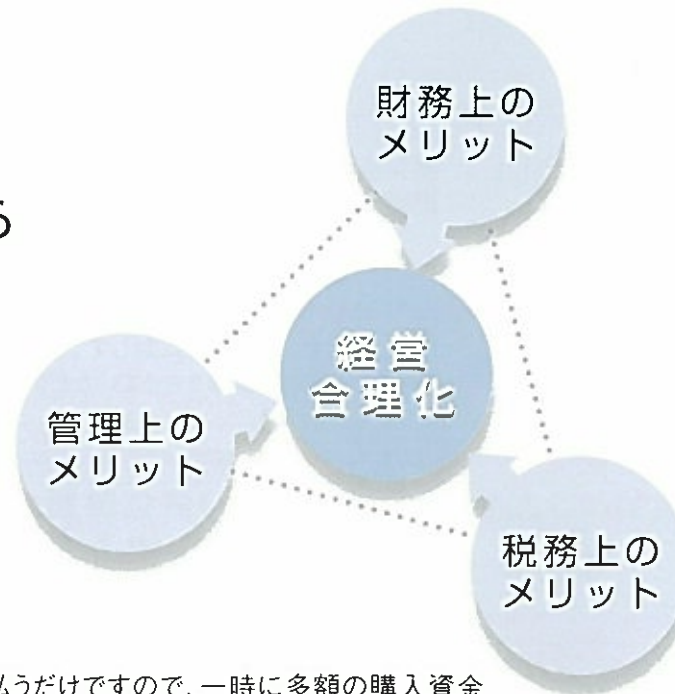


リース契約の手続き



リースのメリット

リースは、
3つのベクトルから
経営合理化を
推進します。



財務上のメリット

資金の固定化を防ぎます。

リースは、月々一定のリース料を支払うだけですので、一時に多額の購入資金を用意する必要がなく、資金の固定化を防ぐことができます。その結果、多くの資金を留保することができますから、この留保資金を有効運用して、より多くの利益に結びつけることができます。

資金調達能力を増大させます。

リースで設備を調達すると、金融機関からの借入枠は手つかずで残りますので、結果として利用可能な資金枠は増大することになります。この場合、《増資》《資金の借り入れ》《社債発行》などの資金調達方法と比較して、リースなら月々のリース料の支払いだけです、資金調達の煩わしさがなくなります。

管理上のメリット

煩雑な管理事務から解放されます。

保険手続き、固定資産税納付など、設備の購入には煩雑な事務手続きや管理がついてまいります。リースは、これらの手間をリース会社が代行するシステムですので、労働力や時間の省力化が図れます。

コストが明確に把握できます。

月々のリース料をそのまま製品コストに織り込むだけで、正確なコストがつかめます。したがって、原価計算も容易になります。

税務上のメリット

実使用期間にあった償却効果を得られます。

リース期間は対象物件の法定耐用年数をベースに設定できますので、実際の使用年数にあわせた償却効果が得られます。

会計・税務上の取扱い

リースをご契約いただく際に、
以下の条件①および②をすべて満たすご契約内容であれば、
お支払いいただくリース料をそのまま費用として差し支えありません。

条件①

下記「所有権移転リース取引となる条件」にあてはまらないもの

1. 無償または名目的対価での譲渡条件がついている
2. 著しく有利な価額での購入選択権がついている
3. 特別な仕様・専属仕様の物件を対象とするリース取引
4. 識別困難な物件を対象とするリース取引
5. リース期間が適正リース期間未満
6. セールアンドリースバックとなる契約

条件②

以下のいずれかの費用計上を行っていること

(貴社の資産に占めるリース資産の割合が多い場合、下記の費用計上方法が適用できない場合があります)

- A: リース料総額でリース資産・リース負債を計上し、リース資産の減価償却方法にリース期間定額法を適用している
- B: 利息相当額・減価償却費を各期に定額で配分している
- C: 以下の条件を満たすため、賃貸借処理をしている
 1. リース期間が1年以内のリース取引
 2. 企業の事業内容に照らして重要性が乏しいリース取引で、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のリース取引(1契約に複数科目の固定資産が含まれる場合は、科目ごとに300万円以下)

※上記条件①および②に当てはまらない契約の場合、会計もしくは税務申告の際に調整が必要となると思われます。詳細は貴社の顧問税理士等とご相談ください。

消費税・・・消費税相当額をリース料に付加してオリックスにお支払いいただけます。
(リース料にかかる仕入税額控除につきましては、リース実行時にリース料総額についての消費税額を一括して申告していただく必要があります。)

リース用語集

所有権移転リース	——	リース期間終了後またはリース期間の途中で、リース物件の所有権が借手に移転するリース取引。
賃貸借処理	——	リース契約を結んでいる資産を「借り物」として、リース会社に使用料を払ったときに会計上も費用を計上すること。
損金	——	法人税を計算する際の支出の金額。法人の課税所得は、益金の額から損金の額を差し引いた額。
セールアンドリースバック	——	お客さまが所有している設備・機器を一旦リース会社へ売却した後、直ちにお客さまが賃借する取引のこと。
適正リース期間	——	リース物件の法定耐用年数の70%以上。(端数切り捨て。法定耐用年数が10年以上の場合、60%以上となる。)

ファイナンス手段：その特徴と違い

現在、オリックスが扱うファイナンス手段は主に以下の5タイプ。
それぞれの特性を活かし、対象物件やお客さまのご要望に最適な方法を提案しています。

リース レンタル 割賦売買 支払委託(クレジット) 金銭消費貸借

リースとレンタルの違い

	目的	対象物件	機種を選定	お客さま	契約内容	在庫
リース	一般の事務機器、工場設備などの動産を対象とする長期間にわたる賃貸借契約です。	継続的に使用する機械設備の調達	動産一般が対象となる貸与は原則として一回	お客さまが自由に選べる	特定の1社	解約不可 リース会社は在庫を保有しない
レンタル	対象はリースと同じですが、契約期間が短期で、途中で解約できる点がリースとの大きな違いです。	物の一時的使用	種類は限られる反復貸与	レンタル会社の在庫の中からしか選べない	不特定多数	解約可 レンタル会社が一定の在庫を保有

	リース	割賦売買	支払委託(クレジット)	金銭消費貸借
システム		 <p>対象は動産に限らず、物件代金を分割して支払う売買契約です。代金完済時に所有権はお客さまに移転します。</p>	 <p>物件の売買にかかわらず、債権債務があればその対象として、オリックス立替払いをする方式です。</p>	 <p>お客さまに対し、オリックスが資金をご融資いたします。住宅ローンなど、不動産を対象とする場合はこの契約形態になります。</p>
対象物件(対象債権)	一般設備機器	一般設備機器	ソフトウェア、請負工事代金など	金など
対象物件の所有権	オリックス	オリックス (割賦契約終了時にお客さまに移転します)	お客さま	お客さま
契約期間の設定	対象物件の法定耐用年数の70%以上 (ただし法定10年以上の場合は60%以上)	ご相談に応じ、設定させていただきます。		
契約期間終了後	再リースまたは物件をオリックスに返還	お客さまに所有権移転	—	—
保険手続き	オリックス	オリックス	—	お客さま
固定資産税納付	オリックス	お客さま	—	お客さま

リースの契約条件

リースできる物件

原則、償却資産である動産すべてが対象となります。
(動産の中には割賦販売をお勧めするケースもございます。)

リース期間

原則2年から8年までとしておりますが、具体的にはご相談のうえ決定します。
なお、リース期間中は解約できません。

《リース期間設定例》

法定耐用年数(年)	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
リース期間(年)	2	3	4	4	5	6	6	6	7	7	8

リース料のお支払い

第1回リース料は、リース開始時にお支払いいただきます。第2回以降のリース料のお支払いは、預金口座自動振替制度をお願いいたします。
(ご要望があれば、約束手形一括払い・普通振込の方法をとることもできます。)

保証・アフターサービス

購入したときと同じように、販売会社(サプライヤー)から直接受けていただきます。

再リース

リース期間終了後は引き続き年間リース料の1/10程度で再リースされるか、オリックスに物件をお返しいただくかをご自由にお選びください。
(オリックスが引き取る際の費用はお客さま負担になります。)

リース物件の保険

リース物件にはオリックスが動産総合保険を付保します。
その際の保険料はリース料に含まれます。
(但し、地震・噴火等によって生じた損害は、保険金支払の対象外となります。)

公租公課

- 固定資産税…オリックスが納付いたします。
- 消費税…消費税相当額をリース料に付加してオリックスにお支払いいただきます。
(リース料に係る仕入れ税額控除につきましては、リース実行時にリース料総額に係る消費税額を一括して申告していただく必要があります。)
- その他…物件によって特別な公租公課が課せられる場合には、オリックスに別途お支払いいただきます。